

JGF 技術レター 2020年3月号

JGF 技術レターについて

目的：ASIAGAP/JGAP 指導員、ASIAGAP/JGAP 審査員および認証農場・団体の皆さんが、ASIAGAP/JGAP の基準の解釈について共通認識を持っていただくため、また基準の最新情報を周知するために発行するものです。

発行：適した話題がある場合に不定期に発行します。

内容：日本 GAP 協会に寄せられた ASIAGAP/JGAP に関する質問や疑問について、日本 GAP 協会の公式見解をお伝えするものです。

「JGAP 総合規則 家畜・畜産物 2019」（以下、「総合規則」という。）の「3.用語の定義と説明」において定義されている「(21)外部委託」に関し、家畜・畜産物における外部委託の基本的な考え方は、下記のとおりです。

記

次の①から③のすべてに該当する場合は、「JGAP 総合規則（家畜・畜産物）2019」および「JGAP 農場用管理点と適合基準（家畜・畜産物）」に定める「外部委託」と見做します。

①委託する作業が生産工程（飼養工程、畜産物取扱い工程、自給飼料生産工程）に直接関わる作業である。

注：外部委託は、総合規則では「農畜産物の生産工程に直接関わる作業の一部を外部の事業者へ委託すること」と定義しており、畜産においては、具体的には「飼養工程、畜産物取扱い工程、自給飼料生産工程に直接関わる作業の一部を外部の事業者へ委託すること」としております。

したがって、委託する作業が「飼養工程、畜産物取扱い工程、自給飼料生産工程に直接関わる作業である」ことが外部委託の第一の前提条件となります。

なお、「JGAP 農場用管理点と適合基準（家畜・畜産物）2017」の管理点 9.1.1「外部委託先との合意」の③に定めているように、外部委託する業務（工程）については、外部委託先と契約を締結するとともに、当該契約文書には食品安全上、家畜衛生上、アニマルウェルフェア上のルールを含めることを求めています。

②委託する作業が農場の管理下（指揮・監督下）における作業ではない。

注：上記①を踏まえ、委託する作業が農場の管理下（指揮・監督下）における作業であるか否かを考慮する必要があり、外部委託の場合は、「農場の指揮・管理下になり作業である」ことが第二の前提条件となります。

なお、法律に基づき職務の権限・義務・責任が定められている国家資格（獣医師および家畜人工授精師に限る。）を要する作業については、農場の指揮・監督下であるか否かを問わず、外部委託とは見做しません。

③委託する作業を通じて家畜・畜産物の所有権又は管理責任が農場にある。

注：家畜・畜産物の出荷（積込・輸送・引渡し）に関する作業の適用範囲については、「家畜・畜産物の買手に所有権が移転するまで、または管理責任が出荷先に移行するまで」としております。〔総合規則 6.3(2)〕

したがって、委託する作業を通じて家畜・畜産物の所有権又は管理責任が農場にあることが第三の前提条件となります。

上記のことから、家畜・畜産物の所有権が買手に移転または管理責任が出荷先に移行した場合における家畜・畜産物の輸送等の作業は、外部委託には該当しません。

以上